

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	27	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき指定された特定都市河川流域内において法第9条の規定に基づく都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い、その対策工事として設置される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2年延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容 【延長】 法第10条第1項第3号に規定する対策工事により設置される雨水貯留浸透施設に係る償却資産について固定資産税の課税標準を2/3に軽減する。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第12項、同法施行規則附則第6条第29号		
減収見込額	(初年度) — (▲27) (平年度) — (▲30) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき指定された特定都市河川流域では著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、市街化の進展により河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が困難である。そのため、流域水害対策計画の策定や雨水貯留浸透施設の整備その他の措置により、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定都市河川流域においては、法に定める流域水害対策計画に基づき、当該特定都市河川の河川管理者及び下水道管理者の公的主体が共同して雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する雨水貯留浸透施設の整備等の措置を講じることで浸水被害の防止を図っている。 また、流域において公的主体が整備する施設以外に一定規模以上の雨水浸透阻害行為を行う者は、都道府県知事等の許可条件により、雨水貯留浸透施設を設置することが義務づけられるとともに、当該施設の機能を損なう行為を行う場合にも許可行為を必要とすることから、当該施設は恒久的に公益機能を有し、浸水被害の防止を図ることとなる。その設置や維持管理には大きな負担が伴うため、こうした施設を適切に整備・維持保全し、浸水被害の防止を図るため民間の負担を軽減する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	27 — 01

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定） 第 5 章 事業分野別の取組</p> <p>〈治水事業〉</p> <p>1. 治水事業を巡る課題と今後の方向性 (1) 安全で安心できる国土の保全 「…ハード・ソフト一体となった対策、地域特性を踏まえた都市計画や道路、住宅等と連携した水害・土砂災害に強いまちづくりの構築及び農地の多面的機能の活用など流域における対策を含む多様な治水手法を重層的に実施する」</p> <p>2. 重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取組 (1) ハード・ソフト一体となった防災・減災対策の推進 「水害・土砂災害から人命と財産を守るために、…、ハード整備が未対策のところやハード整備で対応が困難なところについても、少なくとも人的被害を回避・軽減するため、ハザードマップ、土砂災害警戒情報等の情報提供や河川の水位、浸水状況等のリアルタイム情報の提供等のソフト対策を充実させることにより、可能な限り早期の安全確保に努める。」</p> <p>〈下水道事業〉</p> <p>3. 今後取り組む具体的な施策 (1) 安全で安心な暮らしの実現 ①浸水被害の軽減 「…貯留浸透施設を含めたハード整備やソフト対策、さらには自助を組み合わせた総合的な対策を推進する。」</p> <p>○政策評価体系図 安全 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>
	政策の達成目標	<p>国土交通省政策評価基本計画</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 災害・土砂災害の防止・減災を推進する。 業績指標 73 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水のおそれがある戸数 長期的には 0 戸を目指す 当面の目標として 平成 25 年度 約 177 万戸（目安値）</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
政策目標の達成状況	<p>業績指標 74 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水のおそれがある戸数 平成 22 年度実績値 約 410 万戸</p>	
ページ		27 - 02

有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み（カッコ内は減収額、単位：百万円） 平成24年度：496件（27）、平成25年度：496件（30）
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであり、本件税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現している。 都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、流域全体にわたる面的な対策、既成市街地における対策、官民連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、税制措置は非常に有効な手段であると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透施設に係る法人税・所得税の割増償却制度（5年間1割増償却）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	流域貯留浸透事業（地方公共団体等が流域内において貯留・浸透機能を持つ施設の整備等を実施するための補助金[H21]・社会資本整備総合交付金事業[H22]） 平成22年度 664百万円（国費） 平成23年度は社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金として実施
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置等は、地方公共団体が治水安全度を確保するために計画的に河川整備を行うためのものであり、流域対策のうち、主に公共が分担すべき分野の部分である。流域対策は、公共による対策と併せ、当該税制により、民間における施設においても分担し、総合的に促進を図る必要がある。
	要望の措置の妥当性	いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在の整備されている中小河川及び下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、河川、下水道等の従来型のハード施設整備のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るためには広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透施設の整備を進めるなど分散型の流出抑制対策を進める必要がある。 河川管理者、下水道管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透施設についても、公共用水域への雨水の流出を抑制し、浸透被害から国民の生命、身体又は財産を保護する機能を有するものであり、当該施設を恒久的に維持していく必要があるが、当該施設の設置や維持管理には大きな負担が伴うため、その負担を軽減する必要がある。よって、固定資産税の課税標準の特例措置により、当該施設にかかる税負担の軽減を図ることは適正である。
		ページ 27 — 03

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>適用件数（カッコ内は減収額 単位：百万円）（推計） H17年度：111件(2)、H18年度：409件(9)、H19年度：440件(16)、 H20年度：440件(22)、H21年度：257件(25)、H22年度：374件(20)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>特定都市河川流域で一定規模以上の雨水浸透阻害行為を行う場合には、その対策工事として雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられている。施設設置及び維持管理に伴う経済的負担を本税制により軽減されることで雨水貯留浸透施設が適正に整備・維持保全され、雨水の流出抑制が図られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画 業績指標 74 「中核・拠点機能を持つ地域で床上浸水のおそれがある戸数」 （長期的には 0 戸を目指す） 当面の目標として、H19 年度約 525 万戸→H24 年度約 235 万戸</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>河川の整備及び下水道の整備や、地方公共団体による雨水貯留浸透施設の整備は着実に進んでいるものの、気候変動等の影響により都市部における集中豪雨などによる浸水被害は依然増加している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成16年度創設、平成18年度及び平成20年度延長、平成22年度課税標準の引き上げ（1/2→2/3）の上、延長</p>
<p style="text-align: center;">ページ 27 — 04</p>	